

○美作市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成27年7月2日

告示第80号

美作市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年美作市告示第77号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）に対して、権利擁護及び法的地位の安定を図るため、民法（明治29年法律第89号）に定める成年後見制度の利用に係る費用を助成することにより、認知症高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2条 この告示における事業の対象者は、本市に住所を有し、かつ、後見等の開始の審判により成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任された認知症高齢者等のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき本市が保護を決定し、実施している者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各区分に定める基準を満たす者
 - ア 単身世帯 年間の収入見込額が120万円以下であり、かつ、現金、預貯金その他の資産の合計額が120万円以下であること。
 - イ 2人以上の世帯 年間の収入見込額が170万円以下であり、かつ、現金、預貯金、その他の資産の合計額が170万円以下であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、成年後見人等を選任された本市に住所を有しない認知症高齢者等で、前項第1号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当する者のうち、次の各号に掲げる者は、助成の対象とする。

- (1) 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(費用の助成)

第3条 市長は、前条に規定する対象者の資産等の状況を調査して、費用の助成を行うものとする。

2 助成の対象となる費用及びその額は、次に定めるとおりとする。

(1) 後見等の開始の審判の申立てに要する費用（以下「審判申立費用」という。） 収入印紙代、郵便切手代、診断書作成に係る費用、鑑定費用等

(2) 成年後見人等の報酬 家庭裁判所による報酬の付与の審判において決定した成年後見人等に対する報酬の額の範囲内で市長が定める額

3 前項各号の助成の上限額については、別表に定めるところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、成年後見人等が民法第725条に規定する親族である場合は、費用の助成を行わない。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、美作市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、成年後見人等は、対象者に代わり申請することができる。

(1) 後見等開始の審判書、後見人等に対する報酬付与の審判書等の写し

(2) 領収書の写し等必要経費の判明するもの

(3) 給与又は公的年金の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの

(4) 家庭裁判所に提出した財産目録及び収支予定表の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による助成金の申請は、家庭裁判所による後見等の開始の審判又は報酬付与の審判の確定があった日の翌日から起算して90日以内に行わなければならない。ただし、真にやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、美作市成年後見制度利用支援事業助成金交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。

(報告義務)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、第4条の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第7条 市長は、対象者の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、又は著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を増減することができる。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 第2条に掲げる要件に該当しないと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定の内容又はこれに付した条件の変更により必要が生じたとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の助成金から適用する。

別表（第3条関係）

内容	上限額	内訳
審判申立費用	30,000 円	・ 収入印紙代 ・ 郵便切手代 ・ 診断書作成に係る費用 ・ その他申立書の添付書類の取得費用
	50,000 円	鑑定費用
成年後見人等の報酬	月額 18,000 円	施設等に入所している者
	月額 28,000 円	その他の者

美作市成年後見制度利用支援事業助成申請書（審判申立費用）

（あて先）美作市長 様

後見等の開始の審判の申立てに要する費用の助成を受けたいので、美作市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条の規定により次のとおり申請します。なお、この助成金の支給決定にあたり、申請者及び世帯員の収入の状況、市税等に関する課税資料等を調査及び確認されることに同意します。

申請者 (成年被後見人等)	ふりがな				
	氏名	Ⓜ			
	住所	〒 ー 電話番号 ()			
	後見等の類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助			
代理人 (成年後見人等)	ふりがな				
	氏名	Ⓜ			
	住所	〒 ー 電話番号 ()			
	職業・申請者との関係	弁護士 ・ 司法書士 ・ 社会福祉士 ・ 行政書士 ・ その他 ()			
申請資格	1 生活保護受給者（受給開始日 平成 年 月 日～） 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3 収入・資産等の基準を満たす者				
申請額	円	(内訳)	収入印紙 円	切手 円	診断書 円
			添付書類取得費用 円	精神鑑定 円	

※成年被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

※成年後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人をいいます。

【添付書類チェックリスト】

（提出必須書類）

- 後見等開始の審判書謄本の写し
- 審判確定がわかる書類（登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等）
- 審判確定後に裁判所に提出した財産目録等の写し
- 支出証拠書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）

（生活保護受給者）

- 生活保護受給証明書
- （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者）
- 本人確認証の写し

（収入・資産等の基準を満たす者）

- 収入・資産等申告書（別紙様式1）及び添付書類（預金通帳・預金証書・有価証券等の写し、年金証書・源泉徴収票・給与明細書等の写し等）
- ※預金通帳については、申請日時点の残高が分かる箇所を添付
- ※世帯員がいる場合は世帯員全員の上記書類が必要

（その他）

- その他市長が必要と認める書類

美作市成年後見制度利用支援事業助成申請書（報酬費用）

（あて先）美作市長 様

成年後見人等の報酬に係る費用の助成を受けたいので、美作市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条の規定により次のとおり申請します。なお、この助成金の支給決定にあたり、申請者及び世帯員の収入の状況、市税等に関する課税資料等を調査及び確認されることに同意します。

申請者 （成年被後見人等）	ふりがな	
	氏名	ⓐ
	住所	〒 ー 電話番号 ()
	後見等の類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助
代理人 （成年後見人等）	ふりがな	
	氏名	ⓐ
	住所	〒 ー 電話番号 ()
	職業・申請者との関係	弁護士 ・ 司法書士 ・ 社会福祉士 ・ 行政書士 ・ その他 ()
申請資格	1 生活保護受給者（受給開始日 平成 年 月 日～） 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3 収入・資産等の基準を満たす者	
申請額	円 報酬付与対象期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 うち、施設等入所期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 施設等名：	

※成年被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

※成年後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人をいいます。

【添付書類チェックリスト】

（提出必須書類）

- 報酬付与審判書謄本の写し
- 報酬付与審判申立書（申立て時に裁判所に提出した添付書類を含む）の写し

（生活保護受給者）

- 生活保護受給証明書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者）

- 本人確認証の写し

（収入・資産等の基準を満たす者）

- 源泉徴収票の写し等収入のわかるもの
- 収入・資産等申告書（別紙様式1）及び添付書類（預金通帳・預金証書・有価証券等の写し、年金証書・源泉徴収票・給与明細書等の写し等）

※預金通帳については、申請する報酬付与対象期間及び申請日時点の残高が分かる箇所の写しを添付

※世帯員がいる場合は世帯員全員の上記書類が必要

（保佐人・補助人が代理申請する場合に提出する書類）

- 登記事項証明書の写し

（その他）

- その他市長が必要と認める書類

収入・資産等申告書

(あて先)美作市長 様

申請者(成年被後見人等)及びその世帯員の収入・資産等について、次のとおり申告します。

本人(成年被後見人等)及び世帯員の収入・預貯金等の状況

	氏 名	今後 1 年間の収入の見込み	預貯金等の状況(申請日時点)
本人 (成年被後見人等)		収入金額 _____ 円 【収入内訳】 ① 年金収入: _____ 円 (年金の種類: _____) ② 給与収入: _____ 円 ③ その他(_____ : _____ 円)	_____ 円 (現金、預貯金、有価証券等)
世帯員 (続柄 ..)		収入金額 _____ 円 【収入内訳】 ① 年金収入: _____ 円 (年金の種類: _____) ② 給与収入: _____ 円 ③ その他(_____ : _____ 円)	_____ 円 (現金、預貯金、有価証券等)
世帯員 (続柄 ..)		収入金額 _____ 円 【収入内訳】 ① 年金収入: _____ 円 (年金の種類: _____) ② 給与収入: _____ 円 ③ その他(_____ : _____ 円)	_____ 円 (現金、預貯金、有価証券等)
合計	世帯員数 _____ 人	世帯の収入見込みの合計 _____ 円	世帯の預貯金等の額の合計 _____ 円
居住用以外の土地・家屋・貴金属等の所有の有無		無・有 (_____)	

※世帯員全員の状況について、それぞれ記入してください。世帯員の記入欄が足りない場合は、必要に応じて追加してください。

※収入の見込みが分かるものとして、年金証書、源泉徴収票、給与明細書等の写しを添付してください。

※預貯金等の状況が分かるものとして、最新の状態にした預金通帳の写し(表紙、表紙の裏、残高記載部分(報酬費用の助成の申請については、申請する報酬付与対象期間の履歴及び残高が分かるもの))、有価証券等の所有が確認できる書類等を添付してください。

美作市成年後見制度利用支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

様

美作市長

平成 年 月 日付けで申請のありました標記の助成金について、次のとおり決定しましたので、通知します。

決定内容	交付決定 ・ 不交付決定（交付却下）
助成対象者	
助成の種類	・ 審判申立費用 ・ 成年後見人等の報酬費用 （平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日分）
助成決定額	円
備考	成年後見制度利用支援事業助成金請求書（別紙様式2）に必要事項を記載して提出してください。

美作市成年後見制度利用支援事業助成金請求書

(あて先) 美作市長 様

請 求 者

(助成対象者又は成年後見人等) _____ (印)

住 所 〒 _____

平成 年 月 日付け 第 号で決定のあった美作市成年後見制度利用支援事業助成金について、次のとおり請求します。

助成対象者		
請求金額	円	
(内 訳)	1 審判申立費用	円
	2 成年後見人等の報酬費用	円 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日分)
金融機関名	銀行 信用金庫 支店 農協	
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※振込先口座について、助成対象者（成年被後見人等）の口座又は代理権を有する成年後見人等の口座となります。

※上記以外において、振込先口座を成年後見人等名義の口座とする場合には、成年被後見人等の委任状を提出してください。

